

## 評価軸の設定について

平成 27 年 7 月 28 日  
原子力規制庁

「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定）及び「独立行政法人の評価に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定）に基づき、国立研究開発法人の評価に当たって、以下のとおり評価軸を設定することとなっている。

- ① 主務大臣は、各国立研究開発法人の役割（ミッション）、それぞれの目標に応じ、目標の策定時に適切な評価軸を設定し、法人に提示する。
- ② 当該評価軸の設定に際し、研究開発に関する審議会の意見を踏まえる。
- ③ 当該評価軸は、科学的・技術的観点、社会的・経済的観点、国際的観点、時間的観点、妥当性の観点、マネジメントの観点、政策的観点等を踏まえて設定する。
- ④ 評価軸と関連する指標等として、法人の取組状況並びにアウトプット及びアウトカムに着目した指標等を設定する。
- ⑤ 評価・評定の基準として取り扱う指標（評価指標）と、正確な事実を把握するために必要な指標（モニタリング指標）を適切に分けて取り扱う。
- ⑥ 科学技術の急速な進展や、社会や経済の大きな情勢変化等の諸事情により、従来の評価軸より適切な評価軸を設定する必要がある場合には、評価の実効性を確保するため、評価軸についても適切かつ柔軟に見直す。